

下水道使用料改定資料

平成 21 年 1 月

太子町上下水道事業所

目 次

1 . 使用料の適正化	P 1
2 . 公共下水道使用料算定の基本的な考え方	P 3
3 . 使用料対象経費の算定	P 4
4 . 資本費	P 5
5 . 使用料体系	P 5
6 . 財政収支計画(現行料金)	P 7
7 . 財政収支計画(改定後)	P 8
8 . 近隣市町下水道料金比較図(案)	資 1
9 . 近隣市町下水道料金比較表(案)	資 2
10 . 近隣市町上下水道料金比較表(案)	資 3

1 使用料の適正化

(1) 国の考え方

下水道事業については、地方財政法第6条(公営企業の経営)の規定により、特別会計を設け、その経費はその性質上(当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てる事が適当でない経費や当該公営企業の性質上能率的な経営を行っても尚、その経営に伴う収入のみをもって充てる事が客観的に困難であると認められる経費を除き)当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされています。

下水道事業の経営の課題

地方公営企業が住民生活に不可欠なサービスを安定的に供給し続けるためには、他会計からの繰出金に過度に依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があること。

厳しい財政状況の中、可能な限り使用料収入により汚水処理原価[(維持管理費+資本費)/有収水量]を回収する必要があること。(有収水量=使用料徴収の対象となる水量)

使用料収入ではなく、一般会計からの繰り出しにより汚水処理原価を回収することは、下水処理施設が普及している事により、その便益を享受できる住民とそうでない住民との間に不公平を生じること。

このような状況から、国は1ヶ月当たり3,000円/20m³(使用料単価150円/m³)が適正な基準と考えている。(総務省 平成19年下水道経営ハンドブック P241より)

(2) 町の考え方

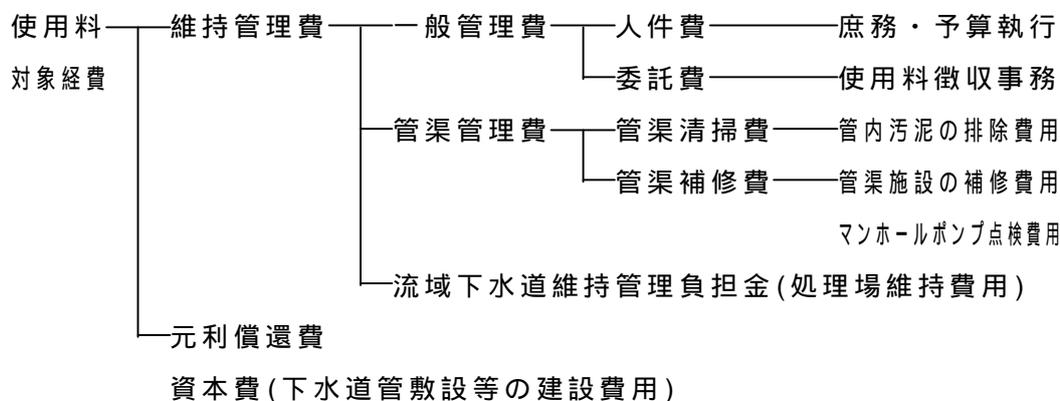
太子町においても、下水道使用料金は平成7年12月1日、平成10年4月1日、平成18年4月1日と過去3度使用料の改正を行っていますが、平成18年3月で汚水の面整備が完了し、資本費(過去の起債の元金と利息)の償還(借金の返済)や一般会計繰入金(税金からの応援)が年々増加する状況です。

また従来より、便所の水洗化による生活環境改善を急務と考え、大幅な下水道使用料金の値上げを抑制してきましたが、平成18年3月に最後の地区(広坂、松尾、上太田、山田)の下水道の面整備を完了し、その地区の方への、一定の料金配慮期間が終了すると考えられることから今回、下水道事業を支えて頂く住民の方のご理解を

頂き、将来にわたって太子町の下水道経営が行き詰まることのないように、使用料単価 150 円/m³(有収水量 1 m³当たりの使用料収入 =使用料/有収水量)を頂く料金改定をお願いするものです。

2 公共下水道使用料算定の基本的な考え方

- (1) 下水道法第 20 条(使用料)及び太子町下水道条例第 14 条(使用料の徴収)に基づき、下水道使用料を徴収する。
- (2) 現行の使用料体系を継続する。
- (3) 算定期間は、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間とする。
- (4) 対象経費は次のとおりとする。



(5) 財政収支計画の算定

住民基本台帳人口は、平成 20 年度以降は平成 15 年度から平成 19 年度間の平均値 160 人/年増を使用した。処理区域内人口は、決算統計数値を使用し平成 21 年度以降は、年度毎の住民基本台帳人口増の全てが処理区域内人口の増とした。また水洗化済人口も決算統計数値を使用し、平成 20 年度以降は平成 15 年度から平成 19 年度間の排水設備計画確認申請数を基礎に平成 20 年度 674 人/年増～平成 25 年度 100 人/年増と段階的に減少させた。

計画有収水量は、有収水量を水洗化済人口で除した実績値が平成 17 年度 97.0 m³/人、平成 18 年度 97.4 m³/人、平成 19 年度 98.7 m³/人から、平成 20 年度以降は年度毎の増加水洗化済人口に 100 m³/人を乗じた。

使用料は、平成 20 年度の水量段階別件数、及び水量に今後増加する計画有収水量及び水洗化済人口の伸びを加算し、平成 20 年度以降の使用料とした。

3 使用料対象経費の算定

(1) 人件費

使用料対象経費に算入する人員を従来 of 事務、技術各 1 名の 2 名体制が、平成 20 年度から 1 名減となったため、21 年度以降は事務 1 名とした。

(2) 委託費

使用料徴収事務委託料は、平成 15 年度～平成 19 年度決算額を水洗化済人口で除した平均値 660 円/人を使用した。

水質試験委託料は、平成 18 年度及び平成 19 年度決算額 412 千円から、平成 20 年度以降も 412 千円とした。

管渠清掃費は、管路調査が加わった平成 19 年度決算額 3,917 千円、平成 20 年度 3,500 千円、平成 21 年度 3,000 千円、清掃費のみの平成 22 年度以降は 2,000 千円とした。

(3) マンホールポンプ費用

マンホールポンプ電気代は、平成 19 年度決算額 1,873 千円から平成 20 年度 2,000 千円とし、平成 21 年度以降は毎年 5 万円ずつ加算した。

マンホールポンプ電話代は、平成 19 年度決算額 458 千円から平成 20 年度以降 460 千円とした。

マンホールポンプ点検費用は、平成 19 年度決算額 3,824 千円から緊急作業分の増を考慮し平成 20 年度以降 4,000 千円とした。

(4) 維持管理負担金

下水道終末処理場運営にかかる費用で、平成 19 年度実績では有収水量に 63.8752 円/m³を乗じた結果となっていたが、平成 20 年度決算見込額は 70.2975 円/m³を乗じた額であり、平成 21 年度以降は兵庫県が作成した揖保川流域下水道維持管理財政計画(H21～23)の 70.37 円/m³を使用した。

(5) 補修工事費

マンホール修繕の増加から平成 19 年度実績を元に毎年 10% 増の維持補修費とした。

(6) その他事務費

負担金や町の助成金交付要綱等の規定に基づく補助金、下水道を維持するための発電機借料、原材料等を実績から平成 20 年度以降は 2,000 千円とした。

(7) 消費税

平成 19 年度までは消費税は還付されていたが、以降は下水道整備完了に伴う工事減により納付となり、平成 21 年度以降は平成 20 年度消費税納付額を基準に各年度の使用料額比率を乗じた。

4 資本費

資本費の範囲は、地方債元利償還費とし、地方債の借入条件及び借入額は次のとおりとした。

(1) 借入条件

平成 19 年度までは実績。

平成 20 年度以降は、利率 2.3%、5 年据置、30 年償還とした。

(2) 借入額

平成 19 年度までは実績。

平成 20 年度は決算見込額、平成 21 年度以降は計画見込額とした。

5 . 使用料体系

(1) 現行の使用料体系の基本料金制、累進制(節水を促す目的で、使用量が多いほど単価を段階的に高くする体系)を継続する。

(2) 使用料単価を 150 円/m³の水準に引き上げるよう国から指導を受けている中で、太子町の現状は使用料単価 136 円/m³(H19 決算 426,403 千円/3,132,263 m³)と低い水準にとどまっており、使用料の一層の適正化が求められる。

(3) 従って、今回の使用料の改定は、使用者の 8%を占める 51~100 m³の単価上昇率 14.7%をトップとして、同じく 27%を占める 31~50 m³を 14.3%、最大 47%の 11~30 m³は 13.6%に抑制した。

以上の取組み方に基づき下水道使用料改定案を次の通り作成します。尚、この改定は平成 21 年 6 月からの実施を考えています。

下水道使用料改定案

(単位：円)

一般汚水(1ヶ月につき)				
	使用水量	現行	改定(案)	上昇率(%)
基本使用料	10m ³ までの分	1,000	1,100	10.0
	10m ³ を超え 30m ³ までの分	110	125	13.6
超過使用料 (1m ³ につき)	30m ³ を超え 50m ³ までの分	140	160	14.3
	50m ³ を超え 100m ³ までの分	170	195	14.7
	100m ³ を超え 300m ³ までの分	210	235	11.9
	300m ³ を超える分	260	290	11.5

平均改定率 12.3%

太子町下水道料改定の推移

(単位：円)

	使用水量	H3.4.1	H7.12.1	H10.4.1	H18.4.1	H21.6.1(案)
基本 使用料	~ 10 m ³	700	850	1,000	1,000	1,100
超過 使用料	11 ~ 30 m ³	80	100	110	110	125
	31 ~ 50 m ³	100	120	140	140	160
	51 ~ 100 m ³	120	150	170	170	195
	101 m ³ ~	150	190	210	-	-
	101 ~ 300 m ³	-	-	-	210	235
	301 m ³ ~	-	-	-	260	290